

○周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手  
続等に係る事務処理要領

令和6年10月10日施行

周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手  
続等に係る事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市農業委員会（以下「委員会」という。）が行う農地等（農地（耕作の目的に供される土地をいう。以下同じ。）又は採草放牧地（農地以外の土地で主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について使用貸借による権利又は賃借権（以下「権利」という。）が設定される場合の、権利を取得しようとする農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。）以外の法人又は個人（その世帯員等も含め、その取得後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない場合に限る。）（以下これらを「農地所有適格法人以外の法人等」という。）の要件の審査（以下「要件審査」という。）及び同法第6条の2の規定による報告手続その他関連する事務について、法令、農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日付け12構改B第404号農林水産事務次官依命通知）の別紙1農地法関係事務に係る処理基準第1、第2、第3及び第4の規定、農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）の農地法関係事務処理要領の別紙1農地法に係る事務処理要領（以下「国の農地法関係事務処理要領」という。）第1及び第2の規定、山口県の農地法関係事務処理要領（令和6年7月山口県農林水産部農業振興課）の規定その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(要件審査の実施及び毎年の確認)

第2条 農地所有適格法人以外の法人等の要件審査は、次に掲げる時点に実施するものとする。

- (1) 農地法第3条の規定により権利を設定する場合の同条第3項の規定による要件審査は、委員会において、同条第1項の許可申請の時点で行う。
- (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第

5項第3号の規定による要件審査は、農地中間管理機構（同法第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）において、農用地利用集積等促進計画（同法第18条第1項に規定する農用地利用集積等促進計画をいう。以下同じ。）の作成の時点又は周南市において、同法第19条第2項に規定する農用地利用集積等促進計画の案の作成の時点で行われる。

2 農地所有適格法人以外の法人等が、継続して要件を満たしているかは、毎年実施する農地法第6条の2第1項の規定による報告において、委員会が確認する。

（要件審査の方法）

第3条 委員会は、要件審査にあたって、次に掲げる方法により、農地法第3条第3項各号に掲げる要件を確認するものとする。

（1）農地法第3条第3項第1号に規定する要件 権利を取得しようとする者がその取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件（以下「解除条件」という。）が書面による契約において付されていることは、申請書（周南市農業委員会農地法施行に関する実施要綱（令和6年周南市農業委員会要綱第7号。以下「実施要綱」という。）第2条第1項に規定する農地等権利移動許可申請書をいう。以下同じ。）に添付された賃貸借契約書又はこれに類する書類（以下「契約書」という。）の写しに解除条件が記載されているか否かで確認を行うものとする。更に、撤退した場合の混乱を防止するため、次のアからエまでの事項が契約上明記されているか、アからエまでの事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための取決めを実行する能力があるかについても確認するものとする。

ア 農地等を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか。

イ 原状回復の費用は誰が負担するか。

ウ 原状回復がなされたときの損害賠償の取決めがあるか。

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決めがあるか。

（2）農地法第3条第3項第2号に規定する要件 権利を取得しようとする者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれることは、次に掲げる方法により確認を行うものとする。

ア 「適切な役割分担の下に」とは、おおむね次に掲げることをいい、申請書に

添付された営農計画書（実施要綱第2条第2項第5号に規定する営農計画書をいう。以下同じ。）の記載内容により確認する。更に、これらを記載した確約書（別記様式第1号）が委員会の会長（以下「会長」という。）宛に提出されることによっても確認するものとする。なお、この様式例に準じて、必要事項が記載されたものは適正なものとして受理することができるものとする。

- (ア) 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加
- (イ) 農道、水路、ため池等の共同利用施設の取決めの遵守
- (ウ) 獣害被害対策への協力

イ 「継続的かつ安定的に農業経営を行う」とは、機械や労働力の確保の状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあることをいい、申請書及び申請書に添付された営農計画書の記載内容により確認するものとする。

(3) 農地法第3条第3項第3号に規定する要件 権利を取得しようとする者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められることは、次に掲げる点に留意し、申請書に添付された法人調書（実施要綱第2条第2項第4号に規定する法人調書をいう。）、定款又は寄附行為の写し及び組合員名簿又は株主名簿の写しにより確認を行うものとする。

ア 「業務を執行する役員又は使用人のうち、一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められる」とは、業務を執行する役員（以下「業務執行役員」という。）又は重要な使用人（以下これらを「業務執行役員等」という。）のうち一人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業の担当者として、農業経営に責任をもって対応できるものであることが担保されているこという。

イ 「耕作又は養畜の事業に常時従事する」とは、農作業に限定されるものではなく、営農計画の作成、マーケティング等の企画管理労働も含む。

ウ 「業務執行役員等」とは、会社法上の取締役のほか、支店長、農場長、農業部門の部長その他いかなる名称であるかを問わず、その法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任を持って対応できる者をいう。権限及び責任を有するか否かの確認は、法人の登記事項証明書、当該法人の代表者が発行する証明書、当該法人の組織に関する規則（使

用人の権限及び責任の内容及び範囲が明らかなものに限る。) 等で行う。

(要件審査の結果)

第4条 委員会は、前条の要件審査の結果、前条各号に掲げる要件の全てを満たすときは、農地法第3条第3項本文の規定により、同法第3条第1項の許可をすることができる。

2 前項の許可は、委員会の総会（以下「総会」という。）の議決を経て行う。

3 農地所有適格法人以外の法人等は、前項の許可を受けて農地等の権利を取得するものとする。

(報告手続)

第5条 次に掲げる者（以下「権利の設定等を受けた農地所有適格法人以外の法人等」という。）が行う農地法第6条の2第1項（第3号に定めるものあつては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）第5条の規定による改正前の農地法（以下「旧農地法」という。）第6条の2第1項とする。以下同じ。）に規定する報告は、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第60条の2第1項（第3号に定めるものにあつては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（令和4年農林水産省令第66号）第4条の規定による改正前の農地法施行規則（以下「旧農地法施行規則」という。）第60条の2第1項とする。以下同じ。）の規定に基づき、農地等の利用状況報告書（別記様式第2号。以下「報告書」という。）を委員会に提出してしなければならない。

(1) 前条の規定により権利の設定を受けた農地所有適格法人以外の法人等（以下「農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者」という。）

(2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた同条第5項第3号に規定する者（以下「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者」という。）

(3) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第2項の規定により農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等については、なお従前の例によることとされた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行前に同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）第19条の規定による公告があつた農用地利用集積

計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後に同法附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。）の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者（以下「旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者」という。）

(4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第9条第2項の規定により農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第1項の権利とみなすことされた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行前に同法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業の推進に関する法律」という。）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後に同法附則第9条第1項の規定によりなお従前の例により認可され、及び公告された農用地利用配分計画を含む。）の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者（以下「旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者」という。）

2 報告書には、農地法施行規則第60条の2第2項第1号の規定により、権利の設定等を受けた農地所有適格法人以外の法人等が法人である場合には、定款又は寄附行為の写しを添付しなければならない。

（報告書の徴取及び整理）

第6条 委員会は、権利の設定等を受けた農地所有適格法人以外の法人等から毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合には、権利の設定等を受けた農地所有適格法人以外の法人等に対して、書面により、速やかに報告するよう求めるものとする。

2 委員会は、報告書の提出があったときは、農地法施行規則第60条の2第1項に規定する記載事項が記載されているかどうか及び同条第2項に規定する添付書類が具備されているかどうかを検討し、報告書の記載事項又は添付書類に不備があり、農地等の利用状況の把握が困難と認められるときは、これの補正又は追完を求めるものとする。

(要件の適合状況及び農地等の適正利用の把握)

第7条 委員会は、権利の設定等を受けた農地所有適格法人以外の法人等ごとに、その農地所有適格法人以外の法人等が、農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者にあつては、同条第3項に規定する各要件、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者若しくは旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者にあつては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する各要件又は旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者にあつては、同条第3項第3号に規定する各要件を満たしているか及び満たさなくなるおそれがないか並びに農地等を適正に利用しているかについて確認するため、提出のあつた報告書の内容を速やかに農地所有適格法人以外の法人等要件確認書(別記様式第3号。以下「要件確認書」という。)に取りまとめ、委員会の事務局に備え付けておくものとする。

2 前項の報告書の内容のみならず、前条第1項に規定する報告書の提出がなかつた場合の報告の求め及び前条第2項に規定する報告書の記載事項又は添付書類に不備があつた場合の報告書の補正又は追完の求め並びに委員会の日常業務等を通じて得た情報等を踏まえ、要件確認書に取りまとめるものとする。

3 要件確認書は、毎事業年度ごとに追記するものとする。

(農地所有適格法人以外の法人等への勧告)

第8条 委員会は、農地法第3条の2第1項の規定により、報告書の内容、委員会の日常活動等を通じて得た情報等から、同法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者が、地域の営農状況等に著しい被害を与えていないかを十分確認し、次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告するものとする。

(1) その者がその農地等において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合(例えば、病害虫の温床になっている雑草の刈取りをせず、周辺の作物に著しい被害を与えている場合等をいう。)

(2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合(例えば、担当である水路の維持管理の活動に参加せず、その機能を損ない、周辺の農地の水利用に著しい被

害を与えている場合等をいう。)

(3) その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合（例えば、法人の農業部門の担当者が不在となり、地域の他の農業者との調整が行われていないために周辺の営農活動に支障生じている場合等をいう。)

2 前項の「相当の期限」とは、講ずべき措置の内容、生じている支障の除去の緊急性等に照らして、個別具体的に設定されるものであるが、前項各号の状況を可能な限り速やかに是正するために必要な期限とするものとする。

3 第1項の勧告は、総会の議決を経て、農地法第3条の2第1項の規定による勧告書（別記様式第4号）により行うものとする。

4 前3項の事務は、要件確認書に取りまとめるものとする。

（農地所有適格法人以外の法人等の権利移動の許可の取消し等）

第9条 委員会は、農地法第3条の2第2項の規定により、同法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると判断する場合には、権利を設定した者に対し契約の解除を行う意思の確認を行い、契約の解除が行われない場合には、許可の取消しを行うものとする。この場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）第3章の規定により聴聞等の手続を行う。

(1) その者がその農地等を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、使用貸借又は賃貸借の解除をしないとき。

(2) 前条の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

2 前項第1号の「農地等を適正に利用していない」とは、農地法第4条第1項又は同法第5条第1項の規定に違反して権利の設定を受けた農地等を農地等以外のものにしてしている場合（以下「農地転用している場合」という。）、権利の設定を受けた農地を同法第32条第1項第1号に該当するものにしてしている場合（以下「1号遊休農地にしてしている場合」という。）等をいい、前項第1号に該当する場合の契約の解除を行う意思の確認は、農地転用している場合は、違反を確認次第直ちに、1号遊休農地にしてしている場合は、その状態が確認された時点から速やかに行うものとする。前項第2号に該当する場合の契約の解除を行う意思の確認は、前条第1項で定めた相当の期限の終了後直ちに行うものとする。

3 委員会は、第1項の結果、農地法第3条第1項の許可を取り消す場合には、総会

の議決を経て、許可処分取消指令書（別記様式第5号）を当該農地等の貸付者及び借受者の双方に交付する。

- 4 委員会は、農地法第3条の2第3項の規定により、解除条件に基づき使用貸借又は賃貸借が解除された場合又は前項の規定による許可の取消しがあった場合において、その農地等の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農地等の所有者に対し、当該農地等についての所有権の移転又は使用及び収益を目的とする権利の設定のあつせんその他の必要な措置を講ずるものとする。

（農地中間管理機構への通知）

第10条 委員会は、農地法第6条の2第2項及び農地法施行規則第60条の2第3項の規定により、報告書の提出のあつた農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者又は旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を農地中間管理機構に通知するものとする。

- (1) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する次に掲げる要件に該当しない場合

ア その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

イ その者が法人である場合には、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

- (2) その者がその農地等を適正に利用していない場合

- (3) その者が正当な理由がなくて第5条第1項に規定する報告をしない場合

- 2 前項の事務は、要件確認書に取りまとめるものとする。

（周南市長への通知）

第11条 委員会は、旧農地法第6条第2項第1号及び旧農地法施行規則第60条の2第3項の規定により、報告書の提出のあつた旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、その旨を周南市長に通知するものとする。

- (1) 旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号に規定する次に掲げる要件に該当しない場合

ア その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ

つ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

イ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務執行役員等のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

(2) その者がその農地等を適正に利用していない場合

(3) その者が正当な理由がなく第5条第1項に規定する報告書の提出をしない場合

2 前項の事務は、要件確認書に取りまとめるものとする。

(総会での報告)

第12条 会長は、第6条第2項に規定する報告書の受理、第10条に規定する農地中間管理機構への通知及び前条に規定する周南市長への通知を、総会において報告する。

(その他)

第13条 この要領の施行に関し必要な事項は、委員会の事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年10月10日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

# 確 約 書

年 月 日

（宛先）周南市農業委員会会長

（借受人）

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、代表者の役職及び氏名）

私は、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者として、農地又は採草放牧地（以下「農地等」という。）について使用貸借による権利又は賃借権（以下「権利」という。）の設定を受けて行う耕作又は養畜の事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、下記のことを確約します。

## 記

- 1 権利の設定を受けた農地等（以下「借受農地等」という。）の全てについて耕作又は養畜の事業を行います。当該借受農地等が適正に利用されない場合は、速やかに契約を解除し当該農地等を返還します。
- 2 借受農地等の存在する地域の農業の維持発展に関する話し合い活動への参加を求められた場合は、特段の事情がない限り、その活動に参加します。
- 3 借受農地等が受益を受ける道路、水路、ため池等の共同利用施設を含む地域の共同利用施設の建設、維持管理等に関する取決めを遵守するとともに、これらの施設の維持管理に係る活動に対する共同作業への参加を求められた場合は、特段の事情がない限り、その活動に参加します。

- 4 借受農地等の存在する地域で行う獣害被害対策に特段の事情がない限り参加及び協力をします。
- 5 借受人が法人である場合にあっては、前2～4の役割を担うため、耕作又は養畜の事業に常時従事する業務執行役員又は重要な使用人の内、少なくとも一人をその任に当たさせます。
- 6 農地法第6条の2第1項及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第60条の2第1項の規定に基づき、毎年、事業の状況等を農業委員会に報告するため、毎事業年度の終了後3か月以内に、農地法施行規則第60条の2第1項各号に掲げる事項を記載した「農地等の利用状況報告書」に同条第2項の規定により同項各号に規定する定款又は寄附行為の写し（法人に限る。）、その他参考となるべき書類を添付して周南市農業委員会に提出します。
- 7 借受人が法人である場合にあっては、法人が破産手続開始の決定を受けた場合、その法人による耕作又は養畜の事業の継続が不可能となった場合は、確約に違反した場合に該当し、速やかに当該農地等を返還します。
- 8 この確約書に違反し、原状回復が必要になったときはその義務を負い、回復に要する費用を全額負担します。

別記様式第2号（第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条関係）

## 農地等の利用状況報告書

〔自：           年   月   日〕  
〔至：           年   月   日〕

年   月   日

（宛先）周南市農業委員会会長

住所

氏名

（法人の場合は、主たる事務所の所在地並びに法人の名称、  
代表者の役職及び氏名）

電話番号

主たる業務

農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2第1項及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第60条の2第1項並びに周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領（令和6年10月10日施行）第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

### 記

#### 1 報告する者の区分

- 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
- 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者
- 旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者
- 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者

#### 2 報告する者の氏名等

氏名	住所

#### 3 報告に係る土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積) (㎡)	生産数量 (kg)	10a当たり 生産数量(kg)	備考
		登記簿	現況					

4 農地等の農業上の利用に及ぼす影響

- 周辺の作物に著しい被害を与える病虫・獣害の温床となる雑草を繁茂させていない。  
( )
- 農薬の散布の際には、周辺の作物の種類・出荷時期などに配慮し、飛散しないように措置している。  
( )
- その他  
( )

5 地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

- 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加  
話し合い活動をする団体等名称：  
話し合い日：
- 農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守  
共同利用施設及び管理団体等：  
取決め活動日・内容：
- 獣害被害対策への協力  
活動日・内容：
- その他  
( )

6 業務執行役員又は重要な使用人の状況（法人のみ記入）

耕作又は養畜の事業に常時従事した者		耕作又は養畜の事業の年間従事日数
氏名	役職名	

7 その他参考となるべき事項

- ・農業従事役員数 人
- ・農業従事者数（常勤） 人
- ・農業従事者数（非常勤） 人

(提出に当たっての注意事項)

- 1 この報告書は、使用貸借による権利又は賃借権の設定の存続期間中、毎年提出してください。
- 2 この報告書は、毎事業年度の終了後3か月以内に、次のいずれかに該当する者が作成し、提出してください。
  - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者
  - (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた同条第5項第3号に規定する者（以下「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者」という。）
  - (3) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第2項の規定により農地法による農地所有適格法人以外の者の報告等については、なお従前の例によることとされた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行前に同法第1条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧農業経営基盤強化促進法」という。）第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後に同法附則第5条第1項の規定によりなお従前の例により定められ、及び公告された農用地利用集積計画を含む。）の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者（以下「旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者」という。）
  - (4) 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第9条第2項の規定により農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところによって設定され、又は移転された同条第1項の権利とみなすこととされた農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行前に同法第2条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（以下「旧農地中間管理事業の推進に関する法律」という。）第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行後に同法附則第9条第1項の規定によりなお従前の例により認可され、及び公告された農用地利用配分計画を含む。）の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者（以下「旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者」という。）
- 3 添付書類（農地法施行規則第60条の2第2項）
  - (1) 法人である場合には、定款又は寄附行為の写し

(2) その他参考となるべき書類

(記載要領)

- 1 [ ]内には、この報告書のもととなる事業年度の始期と終期を記載してください。
- 2 「住所」には、法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載してください。
- 3 「氏名」には、法人の場合は、法人の名称、代表者の役職及び氏名を記載してください。
- 4 「電話番号」には、日中での農業委員会からの電話の受取先を記載してください。
- 5 「主たる業務」には、報告者の営む主な業務を記載してください。
- 6 記の1の「報告する者の区分」には、該当するものにチェック☑をつけてください。  
(複数可)
- 7 記の2の「報告する者の氏名等」の「氏名」欄には、2の「氏名」を、「住所」欄には、1の「住所」をそれぞれ記載してください。
- 8 記の3の「報告に係る土地の所在等」には、次のいずれかに該当する農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)を記載してください(書ききれない場合は別紙を使用)。
  - (1) 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けて使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた農地等
  - (2) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用集積等促進計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた農地等
  - (3) 旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地等
  - (4) 旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第7項の規定による公告があった農用地利用配分計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けた農地等
- 9 記の3の「報告に係る土地の所在等」の「備考」欄には、登記簿上の所有者名義人と現在の所有者が異なるときに登記簿上の所有者を記載してください。
- 10 記の4の「農地等の農業上の利用に及ぼす影響」は、耕作又は養畜の事業がその農地等の周辺の農地等の農業上の利用に及ぼしている影響について、例示してあるもののうち該当するものにチェック☑をつけ、内容を記載してください。(複数可)
- 11 記の5の「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」は、例示してあるものうち該当するものにチェック☑をつけ、内容を記載してください。(複数可)
- 12 記の6の「業務執行役員又は重要な使用人の状況」は、報告書を提出する者が個人である場合は記載不要です。「耕作又は養畜の事業の年間従事日数」欄には、当該事業年度において法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員(耕作又は養畜の事業に常時従事した業務執行役員がいない場合には、重要な使用人)の耕作又は養畜の事業への年間従事日数を記載してください。「耕作又は養畜の事業」には、農作業、営農

計画の作成、マーケティング等を含みます。「重要な使用人」とは、その法人の使用人であって、当該法人の行う耕作又は養畜の事業に関する権限及び責任を有する者をいいます。

- 13 記の7の「その他参考となるべき事項」には、農業従事役員、農業従事者（常勤）及び農業従事者（非常勤）のそれぞれの人数を記載してください。その他の参考となるべき事項があれば、記載してください。

(特記事項)

この様式は、国の農地法関係事務処理要領の様式例第1号の7（農地等の利用状況報告書）に、必要な修正を加えたものです。

(別紙)

3 報告に係る土地の所在等

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積) (㎡)	生産数量 (kg)	10 a 当たり 生産数量(kg)	備考
		登記簿	現況					

別記様式第3号（第7条、第8条、第10条関係）

農地所有適格法人以外の法人等要件確認書

法人等の名称：

主たる事務所の所在地：

事業年度の期間： 月 日 ～ 月 日 年 月 日設立

区分： 農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者

旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者

旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者

記載年月日		年 月 日	年 月 日	年 月 日	
報 告 書 の 内 容	提出年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	事業年度の始期 と終期	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	
	主たる業務				
	借受農地等 の面積(m <sup>2</sup> )	田			
		畑			
		採草放牧地			
	作物の種類別作付面積 (又は栽培面積) (m <sup>2</sup> )				
	農地等の適正な利用	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否	
	農地等の農業上の利用に及ぼす影響	/			
	周辺の作物に著しい被害を与える病虫・獣害の温床となる雑草を繁茂させていない。	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否	
農薬の散布の際には、周辺の作物の種類・出荷時期などに配慮し、飛散ないように措置している。	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否		
その他					
地域の農業における他の農業者との役割分担の状況	/				
農業の維持発展に関する話し合い活動への参加	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否		
農道・水路・ため池等の共同利用施設の取決めの遵守	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否		
獣害被害対策への協力	合 ・ 否	合 ・ 否	合 ・ 否		
その他					

報告書の内容・つづき	業務執行役員又は重要な使用人の状況（法人のみ）			
	農業に常時従事した者の人数	人	人	人
	その他参考となるべき事項			
	農業従事役員数	人	人	人
	農業従事者数（常勤）	人	人	人
	農業従事者数（非常勤）	人	人	人
	その他			
	報告書の提出を求めた年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	報告書又は添付書類の補正又は追完を求めた年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
要件の確認等	要件の適否			
	貸借契約に解除条件が付されていること。	適（申請時に確認済、法令で規定、計画で条件付け）	適（申請時に確認済、法令で規定、計画で条件付け）	適（申請時に確認済、法令で規定、計画で条件付け）
	地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと。	適 ・ 否	適 ・ 否	適 ・ 否
	業務執行役員又は重要な使用人が一人以上農業に常時従事すること（法人のみ）。	不要 適 ・ 否	不要 適 ・ 否	不要 適 ・ 否
	農地等の貸借の可否	可 ・ 否	可 ・ 否	可 ・ 否
農地所有適格法人以外の法人等への勧告	勧告することができるか否かの判断			
	周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	業務執行役員等いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認める場合（法人のみ）	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	勧告する・しない	する ・ しない	する ・ しない	する ・ しない
	勧告年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
農地中間管理機構への通知	通知するか否かの判断			
	要件に該当しない場合	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	農地等を適正に利用していない場合	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	正当な理由がなくて報告をしない場合	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当	<input type="checkbox"/> 該当
	通知の要・不要	要 ・ 不要	要 ・ 不要	要 ・ 不要
	通知年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

(記載要領)

- 1 「法人等の名称」は、法人にあつては、名称を短縮せず、略字を使用することなく、定款に記載されている法人の正式名称を記載する。個人にあつては、氏名を記載する。
- 2 「主たる事務所の所在地」は、株式会社又は持分会社にあつては、定款に記載されている本店の所在地を記載する。
- 3 「1事業年度の期間」は、1事業年度の始期と終期の月日を記載する。
- 4 「区分」は、該当するものにチェック☑をつける。(複数可)
- 5 「記載年月日」欄には、記入した日を記載する。
- 6 「報告書の内容」について
  - (1) 「提出年月日」欄には、報告書の日付を記載する。
  - (2) 「事業年度の始期と終期」欄には、報告書の事業年度の日付を記載する。
  - (3) 「主たる業務」欄には、報告書の主たる業務を記載する。
  - (4) 「借受農地等の面積」の「田」、「畑」及び「採草放牧地」欄には、報告書の土地の所在等に記入された土地を、現況地目により田、畑、採草放牧地ごとに集計し、それぞれの合計面積を記載する。
  - (5) 「作物の種類別作付面積(又は栽培面積)」欄には、報告書の土地の所在等に記入された作物の種類別作付面積(又は栽培面積)から、作物の名称及び面積を記載する。
  - (6) 「農地等の適正な利用」欄は、報告書の土地の所在等に記入された作物の種類別作付面積(又は栽培面積)、生産数量等から判断し適正な利用がされていれば、合を○で囲む。
  - (7) 「農地等の農業上の利用に及ぼす影響」及び「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」のそれぞれの項目は、報告書のそれぞれの項目に☑があれば、合を○で囲む。
  - (8) 「農地等の農業上の利用に及ぼす影響」及び「地域の農業における他の農業者との役割分担の状況」の「その他」欄には、報告書のその他に記入があれば、その内容を簡潔に記載する。
  - (9) 「業務執行役員又は重要な使用人の状況(法人のみ)」の「農業に常時従事した者の人数」欄には、報告書に記入された耕作又は養畜の事業に常時従事した者を集計し、人数を記載する。
  - (10) 「その他参考となるべき事項」の「農業従事役員数」、「農業従事者数(常勤)」及び「農業従事者数(非常勤)」欄には、報告書に記入されたそれぞれの人数を記載する。
  - (11) 「その他参考となるべき事項」の「その他」欄には、報告書に記入があれば、その内容を簡潔に記載する。
- 7 「報告書の提出を求めた年月日」欄には、毎事業年度の終了後3か月以内に報告書の提出がなかった場合に、報告書の提出を求めた日を記載する。
- 8 「報告書又は添付書類の補正又は追完を求めた年月日」欄には、報告書の記載事項又

は添付書類に不備があった場合に、これの補正又は追完を求めた日を記載する。

- 9 「要件の確認等」は、報告書の提出を受けて行う要件の確認を記載する。なお、農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者にあつては、農地法第3条第1項の規定による許可申請時に、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第3号に規定する者にあつては、農用地利用集積等促進計画を定める時に、旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者にあつては、農用地利用集積計画を定める時に、旧農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第4号に規定する者にあつては、農用地利用配分計画を定める時にそれぞれ要件の確認が行われている。

(1) 「要件の適否」について

ア 「貸借契約に解除条件が付されていること。」は、農地法第3条第3項の規定により同条第1項の許可を受けた者にあつては、農地法第3条第1項の規定による許可申請時に確認が行われている。なお、農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項及び旧農地中間管理事業の推進に関する法律第21条第2項では、農地中間管理機構は、農用地を適正に利用していないと認めるときは、農用地等に係る賃貸借又は使用貸借（又は農業経営等の委託）の解除をすることができることを規定している。また、旧農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号では、農用地利用集積計画において、農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件を定めるとされている。

イ 「地域における適切な役割分担のもとに農業を継続して行うこと。」及び「業務執行役員又は重要な使用人が一人以上農業に常時従事すること（法人のみ）。」欄は、それぞれがなされていれば、適を○で囲む。

- (2) 「農地等の貸借の可否」欄は、要件の適否に掲げた要件の全てを満たすときは、可を○で囲む。

10 「農地所有適格法人以外の法人等への勧告」について

(1) 「勧告することができるか否かの判断」は、それぞれの項目に該当するか否かを報告書の内容等から判断し、該当すれば☑をする。

(2) 「勧告する・しない」欄は、勧告することができるか否かの判断の結果、勧告するときは、するを○で囲む。

(3) 「勧告年月日」欄には、勧告した日を記載する。

11 「農地中間管理機構への通知」について

(1) 「通知するか否かの判断」は、それぞれの項目に該当するか否かを報告書の内容等から判断し、該当すれば☑をする。

(2) 「通知の要・不要」欄は、通知するか否かの判断の結果、通知が必要なときは、要を○で囲む。

(3) 「通知年月日」欄には、通知した日を記載する。

別記様式第4号（第8条関係）

農地法第3条の2第1項の規定による勧告書

周農委第 号  
年 月 日

住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

あなたが農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第3条の2第1項第 号に該当することから、同項及び周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領（令和6年10月10日施行。以下「要領」という。）第8条第1項の規定に基づき、下記により必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、法第3条の2第2項及び要領第9条第1項の規定に基づき、法第3条第1項の許可を取り消しますので御留意願います。

記

1 農地等の所在等

番号	所在・地番	地 目		面積（㎡）
		登記簿	現況	

2 勧告の理由

のため、法第3条の2第1項第 号に該当します。

3 講ずべき措置

4 措置を講ずべき期限

年 月 日

(記載要領)

- 1 「住所」には、法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載する。
- 2 「氏名」には、法人の場合は、法人の名称、代表者の役職及び氏名を記載する。
- 3 「第3条の2第1項第 号」の空白部分には、該当する号番号として1、2又は3のいずれかを記載する。

(参考)

第3条の2 (略)

- (1) その者がその農地又は採草放牧地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じている場合
- (2) その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認める場合
- (3) その者が法人である場合にあっては、その法人の業務執行役員等のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認める場合

- 4 「農地等の所在等」には、必要な措置を講ずべきことを勧告する土地について所定の事項を記載する（書ききれない場合は別紙を使用）。

(特記事項)

この様式は、国の農地法関係事務処理要領の様式例第2号の1（農地法第3条の2第1項の規定による勧告書）に、必要な修正を加えたものである。

(別紙)

1 農地等の所在等

番号	所在・地番	地目		面積 (㎡)
		登記簿	現況	

指令周農委3条許可第 号の  
年 月 日

住所  
氏名 様

周南市農業委員会会長 印

年 月 日付け指令周農委3条許可第 号をもってした農地法（昭和27年法律第229号）第3条第3項の規定の適用を受けた同条第1項の許可について、同法第3条の2第2項第 号に該当することから、同項及び周南市農業委員会農地所有適格法人以外の法人等の要件審査及び報告手続等に係る事務処理要領（令和6年10月10日施行）第9条第1項の規定に基づき、下記により当該許可を取り消します。

記

1 当事者の氏名等

譲渡人（設定者） 住所  
氏名  
譲受人（被設定者） 住所  
氏名

2 許可を取り消す農地等

番号	所在・地番	地 目		面積（㎡）	備 考
		登記簿	現況		

3 農地法第3条の2第2項第 号に該当する事由

[教示]

- 1 この処分に不服があるときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第255条の2第1項の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、審査請求書（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第2項各号に掲げる事項（審査請求人が、法人その他の社団若しくは財団である場合、総代を互選した場合又は代理人によって審査請求をする場合には、同条第4項に掲げる事項を含みます。）を記載しなければなりません。）正副2通を山口県知事に提出して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、周南市を被告として（訴訟において周南市を代表する者は周南市農業委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(記載要領)

- 1 「住所」には、法人の場合は、主たる事務所の所在地を記載する。
- 2 「氏名」には、法人の場合は、法人の名称、代表者の役職及び氏名を記載する。
- 3 「第3条の2第2項第 号」の空白部分には、該当する号番号として1又は2のいずれかを記載する。

(参考)

第3条の2 (略)

(1)～(3) (略)

2 (略)

(1) 農地又は採草放牧地について使用貸借による権利又は賃借権の設定を受けた者がその農地又は採草放牧地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、当該使用貸借による権利又は賃借権を設定した者が使用貸借又は賃借の解除をしないとき。

(2) 前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- 4 「許可を取り消す農地等」には、農地法第3条第1項の規定による許可処分を取り消す土地について所定の事項を記載する(書ききれない場合は別紙を使用)。
- 5 この許可処分の取消指令書は、当該農地等の貸付者及び借受者の双方に交付する。

(特記事項)

この様式は、国の農地法関係事務処理要領の様式例第2号の2(許可取消し通知書)に、必要な修正を加えたものである。

(別紙)

2 許可を取り消す農地等

番号	所在・地番	地 目		面積 (㎡)	備 考
		登記簿	現況		